

令和4年9月定例会  
市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年9月16日(金)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	令和4年9月16日(金) 午前11時51分
閉 会 日 時	令和4年9月16日(金) 午前11時59分
委 員 長	坂本国広
委員会出席委員	
委 員 長	坂本国広
副 委 員 長	小泉晋史
委 員	羽鳥 健 大塚佳之 永沼博昭 諏訪 三津枝
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議 題 名
発言の訂正について

委員会執行部出席者

(市民生活部)

市民生活部長

関 根 則 男

市民生活部副部長

武 田 昌 行

自治振興課長

國 島 清 文

国保年金課副参事

高 橋 亮 介

(環境経済部)

環境経済部長

高 坂 清

環境経済部副部長

堀 越 延 年

環境経済部副部長

宇 野 彰

農政課長

山 崎 淳 一

書 記 小 野 田 直 人

書 記 小 林 美 奈 子

(開会 午前11時51分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を、指名いたします。大塚 佳之 委員 と 諏訪 三津枝 委員にお  
願いいたします。

これより、9月9日に開催された本委員会の中での発言について、自治振興課長、農政課長  
及び国保年金課副参事より、訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

(自治振興課長) 議案第56号 令和3年度鴻巣市一般会計決算認定のご審議の中で、永沼議  
員さんから、防犯灯の設置数につきましてご質問いただきました。本来でしたら令和2年度  
末では1万188と答弁するところを1万118と誤って答弁してしまいました。ご訂正をお願い  
します。

(委員長) ただいまの発言については、ご了承願います。なお、字句その他の整理について  
は、委員長に一任願います。

(農政課長) 議案第56号 令和3年度鴻巣市一般会計決算認定について羽鳥委員から、歳入  
の32ページ、農地活用促進事業費補助金の内容は、のご質問に対しまして、答弁に誤りがご  
ざいました。こちらのご質問につきまして、訂正の答弁をさせていただきます。先の答弁で  
は、農地中間管理事業の業務は農林公社が行うこととなっているが、と答弁しましたが、正  
しくは、農地中間管理事業は、農業の生産性の向上やコスト削減を図るため担い手への農地  
の集積、集約化が重要であり、この事業の推進を図るための補助金でございます。また、補  
助率は10分の10となっております。この補助金は市から地域に交付される地域集積協力金と

個人に交付される経営転換協力基金がございます。地域集積協力は、地域の農地の集約化の取組を一層促進する観点から、地域の話し合いにより、まとまった農地を農地中間管理機構へ貸し付ける取組を行う地域に対して交付する協力金です。経営転換協力は、農地中間管理機構に農地を貸し付けたことにより、経営の転換又はリタイヤした農業者に対して交付する協力金になります。令和3年度歳入の実績ですが、地域集積協力は、該当地域はございませんでしたので、全額経営転換協力の歳入となります。なお、経営転換協力は10名の方に交付させていただきました、に訂正をお願いいたします。

(委員長) ただいまの発言については、ご了承願います。なお、字句その他の整理については、委員長に一任願います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時55分)

---

(開議 午前11時55分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(羽鳥) 32ページの農地活用促進事業費補助金の内容について、2つのうち1つの方の経営転換の方は、10名の方の補助金となっているとのことですが、リタイヤした方が主要な方たちだったのでしょうか。その内容について伺います。

(農政課長) はい。まさにその通りでございまして、農地を貸し付けたことによって、農業から離れた方に対し交付させていただきました。

(羽鳥) リタイアされたといいますと、農地の所有権はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

(農政課長) あくまで耕作から離れたというだけで、農地そのものは中間管理機構に貸し付けをされていますから、所有権は移っておりません。

(羽鳥) そうしますと、リタイヤした方々が耕作をお願いしている契約の期間というのほどういうふうになっているのかお聞きいたします。

(農政課長) 農地中間管理機構への貸付に対する契約期間かと思われまますけれど、こちらの契約期間は10年となっております。

(委員長) ただいまの発言については、ご了承願います。なお、字句その他の整理については、委員長に一任願います。

(国保年金課副参事) 議案57号 令和3年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定の諏訪委員からの質疑におきまして、新型コロナウイルス感染症に関して、減免制度の期限は、と質疑に対しまして、納金未到来の保険税が減免対象になりますと答弁いたしましたが、新型コロナウイルス感染症に係る条例減免につきましましては、減免額が納期末到来分だけでは減免しきれない場合につきましましては納期到来分の保険税からも減免する場合がありますので、次のように訂正の方をお願いしたいと思います。新型コロナウイルス感染症に係る減免制度の期限につきましましては、当該年度の4月1日から3月31日までの間に、普通徴収の納期限が到来するもの、また特別徴収の場合になりましては、特別徴収対象年金支給の支払日が到来するもの、こちらが減免の対象となる保険税でございますので、申請については、同年度の

3月31日までが期限だということになります。

(委員長) ただいまの発言については、ご了承願います。なお、字句その他の整理については、委員長に一任願います。

これもちまして、市民環境常任委員会を閉会いたします。

(閉会 午前11時59分)